河川愛護モニターの業務について

１．河川愛護モニター制度とは

河川愛護モニター制度は、河川の監視体制の強化、河川愛護思想の普及啓発、地域住民からの要望や意見の把握を主な目的としており､昭和５０年度から始まった制度です。

２．モニターを設置する河川

都市周辺の河川で、ごみ等の不法投棄、流水及び河川管理施設の異常等を迅速には握する必要がある区間に設置しています。

委嘱範囲は、河川環境その他地域の実情に応じて適宜定めており、おおむね河川延長片側５㎞～７㎞当り一人を標準としています。今回委嘱される区間は次のとおりです。

○阿武隈川水系阿武隈川

左岸　角田市江尻字巻前地先～角田市角田字大島北地先（7.2㎞）
右岸　伊具郡丸森町字日本木地先～伊具郡丸森町字田町北地先（2.4㎞）
右岸　亘理郡亘理町荒浜地先～亘理郡亘理町逢隈中泉地先（6.5㎞）
右岸　亘理郡亘理町逢隈中泉地先～亘理郡亘理町逢隈小山地先（7.1㎞）

○名取川水系広瀬川

左岸　仙台市若林区日辺字前河原地先～仙台市若林区河原町２丁目地先（3.9㎞）
右岸　仙台市若林区日辺字前河原地先～仙台市太白区長町１丁目地先（3.9㎞）
右岸　仙台市太白区四郎丸字岡谷地地先～仙台市太白区柳生字稲荷地先（6.8㎞）

３．モニターの業務

モニターの主な業務は、河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象を、認めた場合に、その状況を河川管理者に連絡することです。

具体的には

・河川にごみ、汚物又は廃物の投棄を発見したとき。
・汚水の排水、油の流出、魚類のへい死等を発見したとき。
・堤防の道路（管理用道路）にひび割れや穴等を発見したとき。
・その他特に必要があると認められたとき。

以上のような場合にモニターから連絡を受け、適切に迅速に対処していきます。

その他にも、地域住民からの河川整備や河川利用に関する要望等を把握し、河川管理者に連絡することを業務としており、よりよい河川環境の整備、管理に役立てています。